

藤沢市市民センター条例の一部改正について
藤沢市市民センター条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市民センター条例の一部を改正する条例
藤沢市市民センター条例（昭和43年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「資する」の次に「とともに、社会教育法（昭和24年法律第207号）の理念に基づき生涯学習の振興に寄与する」を加える。

第2条の表に次のように加える。

藤沢市民センター	藤沢市本町一丁目12番17号
村岡市民センター	藤沢市弥勒寺一丁目7番7号

第2条に次の2項を加える。

2 片瀬市民センターに分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 片瀬しおさいセンター

位置 藤沢市片瀬四丁目9番22号

3 藤沢市民センターに分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 済美館

位置 藤沢市本町四丁目6番16号

第4条を削る。

第3条第1項を次のように改める。

施設を使用しようとするものは、規則で定めるところにより市長（藤沢市民センターにあつては指定管理者。以下、この条及び第6条において「市長等」という。）に申請して使用の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更し

ようとするときも、同様とする。

第3条第2項中「市長」を「市長等」に改め、同項第3号中「センターの施設（以下この条、第5条、第6条において単に「施設」という。）」を「施設」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第3項及び第4項中「市長」を「市長等」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（使用区分及び要件）

第3条 センターの施設（以下次条、第5条、第8条及び第13条において単に「施設」という。）に係る使用区分は次に掲げるとおりとし、当該区分ごとの要件は規則で定める。

- (1) 地域活動
- (2) 一般
- (3) 営利

第8条を第14条とし、同条の前に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 センターのうち、藤沢市民センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第11条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 藤沢市民センターの使用許可及びその取消しに関する業務
- (2) 藤沢市民センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（指定管理者の指定等）

第12条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）の定めるところによる。

（国等の使用における特則）

第13条 第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、国、神奈川県又は市が施設を使用する場合における手續、使用料その他の事項は、規則で定める。

第7条を第9条とする。

第6条中「第3条」を「第4条」とし、同条を第8条とし、同条の前に次の2条

を加える。

(使用料の減免)

第6条 市長等は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(既納使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

第5条を次のように改める。

(使用料及び使用料の納付)

第5条 使用者は、施設を使用する日までに、次の各号に掲げる使用区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。

- (1) 第3条第1号に掲げる区分 別表第1に定める額
- (2) 第3条第2号に掲げる区分 別表第2に定める額
- (3) 第3条第3号に掲げる区分 別表第2に定める額に4を乗じて得た額

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

名称	施設名	使用料 (円)	
		時間区分A	時間区分B
六会市民センター	第1談話室	200	300
	第2談話室	200	300
	調理室	100	150
	和室	100	150
	音楽室	100	150
	ホール	800	1,200
	会議室	200	300
	小体育室	300	450
	体育室	1,000	1,500
	保育室 (ミーティング室)	100	150
	片瀬市民センター	第1談話室	200
第2談話室		100	150
第3談話室		100	150
和室		100	150
実習室		200	300
ホール		400	600
明治市民センター		第1談話室	300
	第2談話室	200	300
	第3談話室	100	150
	調理室	200	300

	和室	200	300	
	音楽室	100	150	
	ホール	800	1,200	
	文化室	200	300	
	体育室	1,000	1,500	
	工作室	100	150	
	子育て支援室（ミーティング室）	200	300	
御所見市民センター	第1談話室	100	150	
	第2談話室	200	300	
	第3談話室	100	150	
	調理室	100	150	
	和室	100	150	
	音楽室	100	150	
	ホール	800	1,200	
	体育室	1,000	1,500	
	子ども室（ミーティング室）	100	150	
	遠藤市民センター	第1談話室	200	300
第2談話室		100	150	
第3談話室		100	150	
調理室		100	150	
和室		100	150	
音楽室		100	150	
ホール		800	1,200	
青少年ホール		800	1,200	
保育室（ミーティング室）		100	150	
長後市民センター		第1談話室	200	300
	第2談話室	200	300	
	第3談話室	100	150	
	第4談話室	100	150	
	和室	100	150	
	文化室	300	450	
	ホール	600	900	
	実習室	200	300	
	体育室兼ホール	1,000	1,500	
	工作室	100	150	
	保育室（ミーティング室）	100	150	
	辻堂市民センター	第1談話室	100	150
		第2談話室	200	300
保育室（ミーティング室）		100	150	
和室		100	150	
調理室		200	300	
アトリエ		200	300	
ホール		1,000	1,500	
音楽室		200	300	
体育室		1,000	1,500	
善行市民センター		第1談話室	100	150
	第2談話室	200	300	

	第3 談話室	200	300	
	和室	100	150	
	保育室（ミーティング室）	100	150	
	調理室	200	300	
	音楽室	100	150	
	多目的ホール	1,000	1,500	
	体育室	1,000	1,500	
湘南大庭市民センター	第1 談話室	300	450	
	第2 談話室	200	300	
	第3 談話室	100	150	
	第4 談話室	100	150	
	和室（まつ）	100	150	
	和室（ふじ）	100	150	
	文化室	100	150	
	実習室	200	300	
	体育室兼ホール	1,000	1,500	
	小ホール	800	1,200	
	子ども室（ミーティング室）	100	150	
	湘南台市民センター	第1 談話室	200	300
		第2 談話室	100	150
第3 談話室		100	150	
第4 談話室		100	150	
調理室		100	150	
和室（まつ）		100	150	
和室（ふじ）		100	150	
文化室		100	150	
ホール		600	900	
体育室A面		500	750	
体育室B面		500	750	
子ども室（ミーティング室）		100	150	
鵠沼市民センター		第1 談話室	100	150
	第2 談話室	100	150	
	第3 談話室	300	450	
	第4 談話室	100	150	
	文化活動室	300	450	
	学習室1	200	300	
	学習室2	300	450	
	和室1	200	300	
	和室2	100	150	
	創作実習室	300	450	
	ホール	1,000	1,500	
	藤沢市民センター	301 会議室	100	150
302 会議室		100	150	
303 会議室		100	150	
304 会議室		200	300	
305 会議室		100	150	
306 会議室		100	150	
307 会議室		100	150	

	308会議室	200	300
	501会議室	100	150
	多目的室1	600	900
	多目的室2	100	150
	多目的室3	100	150
	調理室	200	300
	和室	100	150
	保育室	200	300
	多目的交流ホール（体育室）	1,000	1,500
村岡市民センター	第1談話室	100	150
	第2談話室	100	150
	多目的室	300	450
	第1和室	200	300
	第2和室	100	150
	子ども室（ミーティング室）	100	150
	調理室	100	150
	実習室	100	150
	学習室	200	300
	文化室	200	300
	ホール	1,000	1,500
片瀬しおさいセンター	音楽室	100	150
	和室	100	150
	工芸室	200	300
	トレーニング室	300	450
	体育室	1,000	1,500
済美館	学習室A	200	300
	学習室B	400	600
	和室A	100	150
	和室B	300	450
	武道場	600	900

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

名称	施設名	使用料（円）	
		時間区分A	時間区分B
六会市民センター	第1談話室	700	1,050
	第2談話室	700	1,050
	調理室	500	750
	和室	400	600
	音楽室	500	750
	ホール	1,600	2,400
	会議室	800	1,200
	小体育室	1,500	2,250
	体育室	5,500	8,250
	保育室（ミーティング室）	500	750
	片瀬市民センター	第1談話室	800
第2談話室		400	600
第3談話室		700	1,050

明治市民センター	和室	400	600	
	実習室	500	750	
	ホール	1,600	2,400	
	第1談話室	800	1,200	
	第2談話室	700	1,050	
	第3談話室	400	600	
	調理室	500	750	
	和室	700	1,050	
	音楽室	500	750	
	ホール	3,400	5,100	
	文化室	700	1,050	
	工作室	500	750	
	体育室	5,500	8,250	
	子育て支援室（ミーティング室）	500	750	
	御所見市民センター	第1談話室	700	1,050
第2談話室		700	1,050	
第3談話室		400	600	
調理室		500	750	
和室		400	600	
音楽室		500	750	
ホール		3,400	5,100	
体育室		3,400	5,100	
子ども室（ミーティング室）		500	750	
遠藤市民センター		第1談話室	700	1,050
	第2談話室	400	600	
	第3談話室	400	600	
	調理室	500	750	
	和室	400	600	
	音楽室	500	750	
	ホール	1,500	2,250	
	青少年ホール	3,400	5,100	
	保育室（ミーティング室）	500	750	
	長後市民センター	第1談話室	700	1,050
第2談話室		700	1,050	
第3談話室		200	300	
第4談話室		400	600	
和室		700	1,050	
文化室		700	1,050	
ホール		1,600	2,400	
実習室		500	750	
体育室兼ホール		3,400	5,100	
工作室		500	750	
保育室（ミーティング室）		500	750	
辻堂市民センター		第1談話室	400	600
		第2談話室	700	1,050
	保育室（ミーティング室）	500	750	
	和室	400	600	

	調理室	500	750	
	アトリエ	700	1,050	
	ホール	3,400	5,100	
	音楽室	500	750	
	体育室	5,500	8,250	
善行市民センター	第1談話室	400	600	
	第2談話室	700	1,050	
	第3談話室	800	1,200	
	和室	400	600	
	保育室（ミーティング室）	500	750	
	調理室	500	750	
	音楽室	500	750	
	多目的ホール	3,400	5,100	
	体育室	5,500	8,250	
	湘南大庭市民センター	第1談話室	800	1,200
		第2談話室	700	1,050
第3談話室		400	600	
第4談話室		200	300	
和室（まつ）		400	600	
和室（ふじ）		400	600	
文化室		500	750	
実習室		700	1,050	
体育室兼ホール		3,400	5,100	
小ホール		1,600	2,400	
子ども室（ミーティング室）		500	750	
湘南台市民センター		第1談話室	800	1,200
		第2談話室	400	600
		第3談話室	400	600
	第4談話室	400	600	
	調理室	500	750	
	和室（まつ）	200	300	
	和室（ふじ）	200	300	
	文化室	500	750	
	ホール	1,600	2,400	
	体育室A面	3,400	5,100	
	体育室B面	3,400	5,100	
	子ども室（ミーティング室）	500	750	
	鶴沼市民センター	第1談話室	400	600
		第2談話室	400	600
第3談話室		800	1,200	
第4談話室		400	600	
文化活動室		700	1,050	
学習室1		500	750	
学習室2		700	1,050	
和室1		700	1,050	
和室2		400	600	
創作実習室		700	1,050	
ホール		3,400	5,100	

藤沢市民センター	301会議室	400	600
	302会議室	400	600
	303会議室	400	600
	304会議室	800	1,200
	305会議室	400	600
	306会議室	400	600
	307会議室	400	600
	308会議室	700	1,050
	501会議室	400	600
	多目的室1	700	1,050
	多目的室2	500	750
	多目的室3	500	750
	調理室	700	1,050
	和室	400	600
	保育室	500	750
	多目的交流ホール(体育室)	3,400	5,100
村岡市民センター	第1談話室	400	600
	第2談話室	400	600
	多目的室	700	1,050
	第1和室	700	1,050
	第2和室	400	600
	子ども室(ミーティング室)	500	750
	調理室	500	750
	実習室	500	750
	学習室	500	750
	文化室	700	1,050
	ホール	3,400	5,100
	片瀬しおさいセンター	音楽室	500
和室		400	600
工芸室		500	750
トレーニング室		1,500	2,250
体育室		3,400	5,100
済美館	学習室A	500	750
	学習室B	700	1,050
	和室A	400	600
	和室B	800	1,200
	武道場	1,600	2,400
備考			
1 この表において「時間区分A」とは、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで又は午後5時から午後7時までの1の時間区分をいう。			
2 この表において「時間区分B」とは、午後7時から午後10時までをいう。			

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の藤沢市市民センター条例第5条から第7条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日

前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の藤沢市市民センター条例第4条から第7条までに規定する市民センターの施設の使用に係る使用の許可、使用料の納付その他の運営に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

この条例を提出したのは、市民センターと公民館を一体化し、施設利用の範囲を拡充する等のため、所要の改正をする必要による。